

酒々井町住宅リフォーム補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町民の生活環境の向上に資するとともに、緊急地域経済対策として町内産業の活性化、雇用の創出及び降雨時の治水対策を図るため、町内施工業者により自己が居住する住宅のリフォーム工事を行った者に対し、予算の範囲内において、酒々井町補助金等交付規則(昭和35年酒々井町規則第3号)及びこの要綱に基づき補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人住宅 自己の居住の用に供する住宅をいう。
- (2) 共同住宅 一つの建物の中に複数の世帯が入居している住宅をいう。
- (3) 併用住宅 居宅の他に店舗、事務所等の部分のある住宅をいう。
- (4) リフォーム工事 前3号に掲げる住宅で次に掲げる工事等をいう。
 - ア 住宅の修繕、改築、増築、模様替え又は耐震改修等の住宅の機能向上のために行う補修、改造若しくは設備改善のための工事
 - イ 住宅の敷地の外構物(門、門扉、塀、柵等)の修繕のための工事
 - ウ 浸透トレンチ、貯留浸透槽等により、宅地内で雨水抑制施設を設置するための工事
 - エ アからウに掲げるもののほか、町長が必要と認めた工事
- (5) 町内施工業者 酒々井町内に本店を有する法人又は住所のある個人事業主で工事を行う者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 酒々井町に居住し、かつ、住民基本台帳又は外国人登録原票に記載又は登録されていること。
- (2) 世帯全員が町税等を滞納していないこと。
- (3) 現に当該対象住宅に居住し、かつ、当該対象住宅の所在地を住所としている者又は第9条第1項の規定による実績報告をする日までに当該対象住宅に居住し、かつ、当該対象住宅の所在地を住所とする者

(補助対象工事)

第4条 補助の対象となるリフォーム工事は、次に掲げる要件を満たす工事とする。ただし、一住宅につき、1回限りとする。

- (1) 町内施工業者によるリフォーム工事であること。
 - (2) 工事金額(消費税及び地方消費税を除く。)が20万円以上のリフォーム工事であること。
 - (3) 対象となるリフォーム工事について、酒々井町で実施している他の制度による補助金、助成金又は保険給付金を受けていない工事であること。
- 2 前項第3号の規定は、当該リフォーム工事以外の経費について、酒々井町で実施する他の制度による規定の適用を妨げるものではない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、第2条第1項第4号ア及びイの規定によるリフォーム工事に要する工事金額の100分の10に相当する額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)とし、10万円を限度とする。また、同号ウの規定による延長2メートル以上の浸透トレンチ、容量0.5立方メートル以上の貯留浸透槽等の雨水抑制施設設置工事を併せて実施する場合は2万円を補助額に加算するものとする。

2 共同住宅及び併用住宅のリフォーム工事については、個人住宅部分を補助対象とし、併用住宅の屋根や壁等の共用部分については床面積の割合で按分し、補助金の額を算出する。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、酒々井町住宅リフォーム補助金交付申請書(別記第1号様式)に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書
- (2) 町税等の納税に関する申告書(別記第1号様式の2)

- (3) 固定資産評価証明書又はそれに代わるもの
- (4) リフォーム工事前の住宅状況を明らかにする写真
- (5) リフォーム工事見積書の写し
- (6) リフォーム工事の内容を明らかにする図面等
- (7) 賃貸住宅の場合は、建物所有者の同意書
- (8) その他町長が特に必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付の可否を決定し、酒々井町住宅リフォーム補助金交付決定通知書(別記第2号様式)、又は、酒々井町住宅リフォーム補助金不交付通知書(別記第3号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(リフォーム工事内容の変更等)

第8条 申請者は、前条の規定による決定後に、リフォーム工事の内容やリフォーム工事費の増減等の変更をするときは、酒々井町住宅リフォーム補助金変更申請書(別記第4号様式)に町長が必要と認める書類を添付して、町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査のうえ変更の可否を決定し、その結果を交付決定者に酒々井町住宅リフォーム補助金変更交付決定通知書(別記第5号様式)により通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第9条 申請者は、補助金に係る住宅のリフォーム工事の完了後1ヶ月以内、又は、第7条の交付決定のあった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、酒々井町住宅リフォーム補助金実績報告書(別記第6号様式)に、次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 契約書又は請書の写し
- (2) 領収書の写し
- (3) リフォーム工事後の住宅状況を明らかにする写真
- (4) 増築又は改築においては建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく検査済証
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その報告書の審査又は必要に応じて現地を調査し、交付決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認められるときは、補助金の額を確定し、酒々井町住宅リフォーム補助金交付確定通知書(別記第7号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第11条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた申請者が、補助金の交付を受けようとするときは、補助金の額の確定後2週間以内に酒々井町住宅リフォーム補助金交付請求書(別記第8号様式)を町長に提出しなければならない。

(住所の変更)

第12条 補助対象者は、第10条の規定による交付すべき補助金の額の確定の日から10年以内に第3条第1項第3号に該当しなくなったときは、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

(補助金の交付)

第13条 町長は、前条の規定による補助金請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第14条 町長は、申請者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 自らの責めに帰すべき事情により補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 補助金の額の確定の日から10年以内に第3条第1項第3号に該当しなくなったとき。(死亡、入院、その他やむを得ない事情があると認められるときを除く。)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この要綱に違反したとき。

2 前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合は、酒々井町住宅リフォーム補助金交付決定取消し通知書(別記第9号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(住所の確認)

第16条 町長は、補助金の交付後、第3条第1項第1号に該当しているか把握するため必要があると認めるときは、補助対象者の同意を得て、当該補助対象者に係る交付額確定の日から10年以内に限り、当該補助対象者の住所を確認することができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、酒々井町住宅リフォーム補助金の交付に関し、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

(検討)

2 町長は、この要綱の施行後3年を経過した場合において、この要綱の施行の状況について検討を加え、必要があるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則(平成23年告示第36号)

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則(平成24年告示第18号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。